

公表監第2号

地方自治法第199条第9項の規定により提出した定期監査（土木局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、消防局、会計室）、出資団体監査（公益財団法人 西宮市文化振興財団）、財政援助団体監査（西宮医療連盟）、指定管理者監査（日本管財株式会社）の結果報告に対して、西宮市長等より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条第12項の規定により公表します。

平成24年9月4日

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一
同 西田 いさお
同 花岡 ゆたか

付記

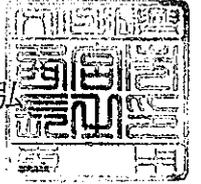
措置を講じた団体	監査結果提出日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年5月24日
議会事務局			平成24年8月30日
選挙管理委員会事務局	平成24年2月16日	平成24年2月17日	平成24年7月4日
農業委員会事務局			平成24年7月27日
消防局	平成24年2月16日	平成24年2月17日	平成24年6月26日
会計室	平成24年2月16日	平成24年2月17日	平成24年7月31日
公益財団法人 西宮市文化振興財団	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年5月25日
西宮医療連盟	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年5月11日
日本管財株式会社	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年8月27日
措置の内容	別紙のとおり		



西文振発第83号
平成24年5月25日

西宮市監査委員 亀井 健 様
同 鈴木 雅一 様
同 まつお 正秀 様
同 和田 とよじ 様

西宮市長 河野 昌弘



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 産業文化局 |
| 2 監査結果報告名 | 出資団体監査結果報告
(公益財団法人 西宮市文化振興財団) |
| 3 監査結果提出日 | 平成23年11月25日報告監第14号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

(指摘及び改善要望)

監査報告書 14-11 頁

5 事務処理等の状況

平成 22 年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、市民会館使用許可申請書、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について 7 件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

指定管理業務において、基本協定書に添付されるべき無償貸与備品の一覧表が添付されていませんでした。また、基本協定書では、自主事業の実施について事前に業務計画書を提出し、市の承諾を受けることとされていますが、そのような取扱いとはなっていません。防火管理者選任の市への報告、事業評価について市への定期的な報告、市民会館使用料の還付処理など、業務仕様書と異なった取扱いとなっています。

(講じた措置)

無償貸与備品一覧表が添付漏れであったため、文化振興グループ(現・文化振興課)と連絡をとり、双方の協定書に添付しました。基本協定書における「自主事業」とは、指定管理者の主催、独自財源で行う自主事業を想定しており、西宮市の補助対象であり、市との共催である芸術文化事業については、基本協定書における自主事業ではありません。今後、指定管理者が単独で行う自主事業を行う場合には、年度協定締結時に、計画書を提出いたします。

防火管理者については、財団において選任、消防局への届出を行い、市民会館では、自主的に、またフレンテホールはフレンテ西宮管理組合の計画に基づいて、消防訓練の実施も定期的に行われていますが、市への報告が漏れていました。今後、年度協定締結時に、防火管理者の選任届を提出し、訓練の実施報告は、年間の事業報告の中で行うこととしました。

還付金の取り扱いについては、平成 20 年度の、指定管理者監査(対象 株式会社双葉化学商会)において、指定管理者に還付金を立替えさせる処理は地方自治法施行令第 165 条の 3 の規定に反するとの指摘を受け、市において前渡した資金を交付して還付金処理を行うことに改め、年度協定書に明記しましたが、基本協定書との齟齬が生じていました。文化振興課では、平成 24 年度中に、平成 25 年度からの指定管理者の公募を行うため、基本協定書・仕様書の記載について、整理、見直しを行います。

5 事務処理等の状況

平成 22 年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、市民会館使用許可申請書、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について 7 件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

市民会館会議室の使用許可で、使用したマイクなどの付属設備の明細が使用許可申請書に明確に記載されていないものが一部見られました。後日になっても、使用料の積算根拠が明らかになるように使用明細を記入しておくことが求められます。使用料を現金で徴収した際には使用許可書兼領収書が交付されますが、続き番号となっている領収書の番号で欠番となっているものが見られました。

(講じた措置)

使用当日等に、付属設備の追加使用があった場合には、施設予約管理システムで入力し、追加使用分の許可書を発行した上、料金を徴収しています。追加使用分について、入力した明細をプリントして保管されていなかったものです。追加使用があった場合も、明細をプリントし、元の使用許可とともに保管することを徹底しました。

システム上、書損(入力誤りなどによる削除)および、後納扱いは、現金を収受していなくても、領収書番号が振られるため、欠番が生じます。欠番となった領収書は、理由を明記した上でプリントして保存し、日計表にも欠番となった番号と理由を記載することとしました。

5 事務処理等の状況

平成 22 年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、市民会館使用許可申請書、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について 7 件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

自主事業について、東高校ホールを使った「なるお寄席」の事業実施決裁がチケット販売後に起案されています。事前協議は行われているとしても、最終的な事業実施の意思決定のための決裁の時期を見直す必要があります。

(講じた措置)

実施事業については、事業名、予算を明記した事業計画を年度の始まる前日までに理事会の議決を経て、評議員会の承認を得ています。事前の打ち合わせなどは、年度当初から始まっており、チケット単価や事業の委託内容などは、随時決定していきませんが、少なくとも、チケットの販売までには、チケット単価も含めた事業内容について、決裁することとし、今後徹底してまいります。

5 事務処理等の状況

平成 22 年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、市民会館使用許可申請書、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について 7 件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

市から芸術文化鑑賞振興育成事業補助金が交付されています。補助金交付決定通知を受け、補助金交付請求書を提出していますが、補助金納入期限が補助金交付決定通知書に記載された交付時期より前の日で設定されています。

(講じた措置)

補助金交付請求書の記載誤りでしたので、訂正しました。今後このようなことのないよう、充分チェックを行い、各事務担当者の連絡を密にまいります。

5 事務処理等の状況

平成 22 年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、市民会館使用許可申請書、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について 7 件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

東高校ホール管理運営事業で、修繕工事は受託契約の対象外であるにもかかわらず、財団が受託者として修繕工事を行っていました。

(講じた措置)

今後は、修繕が必要な場合は、教育委員会学校管理課と協議を行い、工事は教育委員会にて行うこととしました。

5 事務処理等の状況

平成 22 年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、市民会館使用許可申請書、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について 7 件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

委託業務において、契約関係書類に随意契約理由の記載もれや、契約書に必要事項の記載もれが一部見られました。

(講じた措置)

随意契約の理由、契約書への記載漏れについて、今後このようなことのないよう、充分チェックを行ってまいります。

5 事務処理等の状況

平成 22 年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、市民会館使用許可申請書、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について 7 件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

修繕業務において、規則等に準じた手続きがなされていないものや提出書類の一部不備なものが見られました。

(講じた措置)

財団会計規程において、契約事務は、西宮市契約規則に準じて行うものとし、これによることが不相当と認められるときは、公正妥当な実情に即した方法によることが出来るものとしています。今回の調査の対象となった契約については、西宮市契約規則に準じて行うことが不相当なケースではなく、規則に準じた手続きを行うべきものでした。今後は、契約規則に準じた取り扱いを徹底します。

6 むすび

文化施設の管理運営では、平成 25 年度の指定管理者更新時での選定結果がその後の財団の経営に大きく影響することになります。次期更新に向けた対応について、早期に検討を進めてください。

(講じた措置)

平成 25 年度の指定管理者更新に向けて文化振興財団としましては、公募施設については、財団自主事業や市からの受託事業と施設管理とを連携して行うことにより、効率的・効果的な文化振興施策の実施が可能となるフレンテホール及びプレラホールについて応募する予定です。

そのため、指定管理者選定に向け、新たな自主事業の提案を検討し、フレンテホールについては、フレンテにしのみや商業施設との連携した取組み、プレラホールについては、県立芸術文化センターや中央公民館、ウェーブ等と連携した取組みについても検討してまいります。

また、各施設の受付職員の意識改革、接遇研修等によるサービスの改善に努めるとともに、フレンテホールが選定されなかった場合の受付職員の処遇についても検討してまいります。

6 むすび

夙水苑の管理運営事業は、毎年、夙水苑管理運営基金からの取崩しを行っています。稼働率も低率にとどまっており、夙水苑自体のあり方の大幅な見直しが必要です。

(講じた措置)

夙水苑管理運営基金については、平成 23 年度末現在で約 18,800 千円の基金残高であり、このままの状況では 10 年程度で基金が底をつくことが予想されます。

こども部から、夙水苑を保育所として活用したいとの提案があり、昨年度から、文化まちづくり部とこども部で検討しておりますが、まだ方針が決まっておらず、現在、保育所として運営する予定の法人及び地域の自治会等と協議を行っている状況です。

保育所として活用する方策について、今後もこども部と協議をしながら検討します。また、保育所として活用することが困難な場合についても、基金の残額が残り少なくなることから、今後のあり方について検討を行っていきます。

6 むすび

今後とも、コスト意識を持ちつつ、市民に良質の芸術文化を低廉な料金で提供するという役割を果たせるよう経営基盤の確立に努めてください。

(講じた措置)

文化振興財団自主事業につきましては、市から補助金を受けても収支がマイナス基調となっていたところ、平成 21・22 年度にかけて開催件数や事業内容の見直しを行い、企画会社からの買取事業を減らして地域密着型、市民参画型へ軸足を移し、事業収支の大幅な改善を図ったため、平成 22 年度からは、事業収支のマイナスが、補助金の範囲内に収まり、平成 22 年度については、995 千円、平成 23 年度は、3,426 千円を市に返還しました。

今後とも、収支バランスを図りながら良質な芸術文化を低廉な料金で市民に対して提供していくとともに、更なる事業内容などの精査を行い、収支改善に努めてまいります。

また、引き続き「アミティ友の会」会員数増に努めるなど、自己財源の確保に努めてまいります。

今後とも、効率的経営によるコスト削減を図った事業運営を行い、良好な経営状況を維持できるように努めてまいります。